

建 技 第 296 号
建 工 第 42 号
令和 2 年 10 月 30 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設支援局
建設技術企画課長
工 事 検 査 課 長

建設工事に伴う中部電力パワーグリッド株式会社の架空電線等への防護
措置に係る対応について（通知）

このことについて、別添のとおり中部電力パワーグリッド株式会社が架空電線等に
近接して工事等を行う場合の防護カバー設置等費用を有償化したことから、下記のと
おり取扱いを定めたので通知します。

記

1 対応方法

- (1) 県の建設工事の施工に伴い架空電線等への防護措置が必要と認められる場合は、
別添の「防護管取付・取外工事費単価」に基づき、当初設計書の共通仮設費の
安全費に「架空電線等防護工 1 式」として積上げ計上する。
- (2) 当初計上数量から変更があった場合や、当初未計上でその後防護措置が必要と
なった場合は、受注者から提出された防護管管理会社（中電配電サポート株式
会社）の見積書に基づき設計変更する。
- (3) 申請手続きは当該工事の受注者が行う。（詳細は中電配電サポート株式会社 HP
参照）

2 適用期日

令和 2 年 10 月 1 日以降、防護管管理会社に防護措置の申込みを行った工事から
適用する。

3 留意事項

西日本電信電話株式会社（平成 28 年 8 月 29 日付け建技第 202 号）及び東京電力
パワーグリッド株式会社（平成 29 年 12 月 11 日付け建技第 343 号）と異なり、中
部電力パワーグリッド株式会社においては、占用物件への防護措置に係る費用につ
いても道路・河川管理者が費用負担するものとして取扱います。

なお、西日本電信電話株式会社及び東京電力株式会社について取扱いの変更があ
る場合は、別途通知します。

担 当 : 技 術 調 査 班
電 話 : 054-221-2168